

令和3年2月定例総会 (令和3年2月26日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和3年2月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前10時00分～10時30分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (18人)

| | | |
|--------------|-----|--------|
| 委員 | 1番 | 渡部 圭子 |
| 農地部会長職務代理者 | 2番 | 山岸 洋子 |
| 委員 | 3番 | 窪田 昇平 |
| 委員 | 4番 | 伊藤 明 |
| 委員 | 5番 | 佐藤 作栄 |
| 委員 | 6番 | 坂井 祐一 |
| 農政振興部会長 | 7番 | 武田 武盛 |
| 委員 | 8番 | 小林 浩 |
| 委員 | 10番 | 佐藤 敏明 |
| 委員 | 11番 | 若林 清廣 |
| 委員 | 12番 | 曾我 護 |
| 委員 | 13番 | 齋藤 圭一郎 |
| 委員 | 14番 | 倉島 正春 |
| 農地部会長 | 15番 | 田村 良雄 |
| 委員 | 16番 | 松田 勝己 |
| 農政振興部会長職務代理者 | 17番 | 後藤 宗一 |
| 会長職務代理者 | 18番 | 本田 敏明 |
| 会長 | 19番 | 首藤 正男 |

4. 欠席委員 (1人)

| | | |
|----|----|-------|
| 委員 | 9番 | 此村 和也 |
|----|----|-------|

5. 議事日程

(諸般の報告)

| | |
|-----|---|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第 2 | 議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について |
| 第 3 | 議案第4号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について |
| 第 4 | 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について |
| 第 5 | 議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について |
| 第 6 | 部会報告 農政振興部会報告 |
| 第 7 | 報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について |

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

7. 会議の概要

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、これより令和3年2月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、9番 此村 和也委員の1名が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p> |
| 議 長 | <p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させていただきます。</p> |
| 事務局 | <p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年1月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、13番 齋藤 圭一郎 委員、14番 倉島 正春 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2 追加議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第4号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、日程第4 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてを議題といたします。</p> <p>議案第7号、第4号及び第5号については、2月24日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> |
| 農地部会長 | <p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第7号農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は5件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番</p> |

所在地 北区上土地亀 以下記載のとおり
譲受人 北区上土地亀 以下記載のとおり
譲渡人 北区上土地亀 以下記載のとおり
地目及び面積 畑1筆 423平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 473,000円
通作距離 40メートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 355.28アール
地域区分 農用地区域

譲受人は申請地周辺の農地を所有しており、規模拡大を考えていました。また、譲渡人は規模縮小を考えており、双方で売買の話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区岡新田 以下記載のとおり
譲受人 北区岡新田 以下記載のとおり
譲渡人 北区里飯野 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 462平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 300,000円
通作距離 10メートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 3,502.92アール
地域区分 農用地区域

譲渡人の労力が不足していたところ、規模拡大を考えていた譲受人に売買することで話がまとまったものです。

番号3番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり
譲受人 北区島見町 以下記載のとおり
譲渡人 北区島見町 以下記載のとおり
地目及び面積 田2筆 1,565平方メートル
契約内容 贈与
10アール当り対価 0円
通作距離 1キロメートル
譲受人の農業従事者数 3人
譲受人の経営面積 375.02アール
地域区分 農用地区域

譲渡人は後継者である子に農地を譲るため贈与するものです。

番号4番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

譲受人 北区島見町 以下記載のとおり

譲渡人 北区島見町 以下記載のとおり

地目及び面積 田4筆 2, 125平方メートル

畑1筆 307平方メートル

合計5筆 2, 432平方メートル

契約内容 贈与

10アール当り対価 0円

通作距離 1キロメートル

譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 375.02アール

地域区分 農用地区域

譲渡人は後継者である孫に農地を譲るため贈与するものです。

番号5番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

譲受人 北区島見町 以下記載のとおり

譲渡人 北区島見町 以下記載のとおり

地目及び面積 田17筆 5, 870平方メートル

畑11筆 21, 393平方メートル

合計28筆 27, 263平方メートル

契約内容 贈与

10アール当り対価 0円

通作距離 1キロメートル

譲受人の農業従事者数 3人

譲受人の経営面積 375.02アール

地域区分 農用地区域及び調整区域

譲渡人は後継者である孫に農地を譲るため贈与するものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可

相当といたしました。

続きまして議案第4号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は2件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 株式会社 友和興業

所有者 聖籠町大字道賀新田 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆

3,466平方メートルの内、1,285平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

露天資材置場敷地 1,285平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の隣で建設業を営んでおり、昨年10月に申請地の隣を借りて内番で転用しましたが、最近になって、地主から売買で買ってもらいたいとの話がありました。また、今年の大雪で除雪業務が増え、資材置場等がさらに必要になり、購入するため申請に至ったとのことでした。

委員から、前回の申請で飛砂防止の塀が設置されていた。今回も同様にして迷惑をかけないようにしてもらいたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。

番号2番

所在地 北区高森新田 以下記載のとおり

転用者 北区森下 以下記載のとおり

所有者 東京都板橋区 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆

366平方メートルの内、65.52平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 賃借権設定

転用内容及び土地利用面積

車庫建築敷地 65.52平方メートル

転用者は申請地の向かい側に住んでいますが、駐車場が不足

| | |
|-----|--|
| | <p>したため、申請地を借りて、新たな車庫を建築する事で話がまとまったものです。</p> <p>転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の自宅に近接しており、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>続きまして議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について説明します。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>所在地 北区松栄町 以下記載のとおり 願出人 中央区女池上山2丁目 以下記載のとおり 被相続人 中央区女池上山2丁目 以下記載のとおり 地目及び面積 畑1筆 1, 362平方メートル 地域区分 農用地区域</p> <p>願出人の父が昨年亡くなり、農地を相続し、相続税の納税猶予の適用を受けるため申請に至りました。納税猶予を受ける農地は、願出人が耕作・管理してきた農地であり、今後も引き続き農業経営を行うということです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、日程第2 追加議案第7号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第4号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、及び日程第4 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> |
| 議 長 | |
| 議 長 | |
| 議 長 | |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>次に、日程第5、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案第6号については、2月19日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>最初に、「新潟市農用地利用集積計画の決定」のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、8ページの所有権移転のうち、1番の1件について審議します。</p> <p>つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、15番 田村 良雄 委員の退席を求めます。</p> <p>(議事参与委員 退席)</p> |
| <p>議 長</p> <p>農政振興部会長</p> | <p>それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書8ページ、所有権移転1番の1件となります。</p> <p>次に、当該申請案件のご説明をいたします。</p> <p>番号1番売買です。譲渡人の申し出により、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定の案件中、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、所有権移転のうち、1番の1件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。 なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p> |
| 農政振興部会長 | <p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。 議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で、19件、106,738平方メートルです。② 農地中間管理権設定は6件、69,058平方メートルです。④ 所有権移転は4件、14,340平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、3件、12,596平方メートルです。</p> |

次に、議案書3ページから7ページをご覧ください。

利用権設定の申請案件の説明をいたします。

利用権設定の新規は16件、更新は3件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書8ページをご覧ください。

所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号2番 売買です。

譲渡人の申し出により、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番です。

譲渡人の申し出により、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番です。

譲渡人に後継者がいないため、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書9ページから10ページをご覧ください。

農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。

中間管理機構への貸付けを行う6件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うもので、経営転換協力金の申請者は1名となっております。

申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。

| | |
|----------|---|
| 議 長 | <p>これより、質疑に入ります。 なお、質疑の最初に記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。 何かございませんか。</p> |
| 山岸 洋子 委員 | 3 番 |
| 議 長 | 山岸委員 |
| 山岸 洋子 委員 | <p>3 ページ、利用権設定の契約欄に記載されている番号 1 番と 2 番の使用貸借権とは、3 番の貸借権とどのように違うのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>使用貸借権とは、農業者年金の受給のために親から子に無償で貸し付けるなど、賃料が掛からない貸し借りの契約となります。</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。 他になにかありませんか。</p> <p>(その他の質問・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第 6 号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第 6、部会報告 農政振興部会報告を議題とします。 2 月 1 9 日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p> |
| 農政振興部会長 | それでは、農政振興部会報告をいたします。 |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第6号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定19件、農地中間管理権6件、所有権移転4件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第7 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書 17～22ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、10件専決処分しました</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年2月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時30分</p> |
|-----|--|

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 齋 藤 圭一郎

委 員 倉 島 正 春